

■P. 27 (第 11 条第 6 項)

訂正前

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発～

訂正後

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等～

■P. 45 (第 11 条第 6 項)

訂正前

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発～

訂正後

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等～

■P. 57 (第 11 条第 6 項)

訂正前

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発～

訂正後

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等～

■P. 68 (第 11 条第 6 項)

訂正前

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発～

訂正後

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等～

■P. 79（第 11 条第 6 項）

訂正前

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発又は核兵器等開発等省令の別表の行為のために貨物等が用いられる疑いがあることを知った場合には、～

訂正後

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令の別表の行為のために貨物等が用いられる疑いがあることを知った場合には、～

■P. 90（第 11 条第 6 項）

訂正前

6 営業担当者等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発～

訂正後

6 営業担当者等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等～

■P. 101（第 11 条第 6 項）

訂正前

6 営業担当者等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発～

訂正後

6 営業担当者等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等～

■P. 108

訂正前

(適用範囲)

第2条 本規程は、[会社名を記入] 株式会社（以下「当社」という。）が行う貨物の輸出及び非居住者への技術の提供（非居住者から強い影響を受けている居住者への技術の提供を含む）又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引（以下「技術の提供」という。）に関する業務に適用する。必要な場合は、別に細則等を定めるものとする。

訂正後

(適用範囲)

第2条 本規程は、[会社名を記入] 株式会社（以下「当社」という。）が行う貨物の輸出及び非居住者への技術の提供（非居住者から強い影響を受けている居住者への技術の提供を含む）又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引（以下「技術の提供」という。）並びに仲介貿易取引及び技術の仲介取引に関する業務に適用する。必要な場合は、別に細則等を定めるものとする。

■P. 112（第11条第6項）

訂正前

6 営業部門等は、第1項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発～

訂正後

6 営業部門等は、第1項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等～

■P. 116

訂正前

(罰則)

第22条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、就業規則及び役員会の決議等による処罰の対象とする。

訂正後

(罰則)

第22条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、就業規則及び役員会の決議等による処分の対象とする。

■P. 137（第 13 条第 6 項）

訂正前

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発～

訂正後

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等～

■P. 140

訂正前

（罰則）

第 2 2 条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、それぞれ個社の就業規則及び役員会の決議等による処罰の対象とする。

訂正後

（罰則）

第 2 2 条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、それぞれ個社の就業規則及び役員会の決議等による処分の対象とする。

訂正前（解説を第 22 条の後に記述）

「報告ですが、これも基本的に通常のモデル CP と同じです。報告する先として、個社最高責任者だけでなく、グループ総括責任者にも含まれている点に注意してください。」

訂正後（解説を第 21 条の後に記述）

「報告ですが、これも基本的に通常のモデル CP と同じです。報告する先として、個社最高責任者だけでなく、グループ総括責任者にも含まれている点に注意してください。」

■P. 146 (第 13 条第 6 項)

訂正前

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発～

訂正後

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発等～

■P. 149

訂正前

(罰則)

第 2 2 条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、それぞれ個社の就業規則及び役員会の決議等による処罰の対象とする。

訂正後

(罰則)

第 2 2 条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、それぞれ個社の就業規則及び役員会の決議等による処分の対象とする。